令和６年度事業報告

１　目的

多摩南部成年後見センター（以下「センター」）は、主に低収入等の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対し、センターが法人の後見（保佐、補助を含む。以下同じ）人となること（それに係る事務を以下「法人後見事務」）により福祉の向上を図る。また、「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市　成年後見制度利用促進基本計画」（以下「Ａ計画」）におけるセンターの役割及び５市各市が策定する「成年後見制度の利用の促進に関する法律に定める市町村計画」（以下「Ｂ計画」）におけるセンターの役割を果たしていく。

２　事業実績及び主な施策

⑴　法人後見の利用実績

令和７年３月末の受任件数は、前年度と同じ８９件となった。また、年度内の審判確定件数は１６件、死亡等による後見終了が１６件となった。

⑵　市民後見人の養成、活用

①　市民後見人の養成　　基礎研修の実施主体が東京都から区市町村へ移管された平成２６年度以降、センターによる実務研修、現場研修にこの基礎研修を加え、令和６年度は８人養成。また、令和７年３月末の受任件数は１６件となった。

以下のア、イ、ウについては、昨年度の実績を活かしてインターネット及び録画等を活用して実施した。

ア 基礎研修　　成年後見制度と後見人の業務に必要な知識についての講義を会場及び録画視聴形式で４月～５月に１５講義、合計約２８時間実施。

イ 実務研修　　後見人の実務についての講義及び演習を会場形式で６月～７月に６日間、６講義、１日３時間程度。施設見学２回実施。欠席者は録画視聴による補講。

ウ 現場研修　　市役所、年金事務所、金融機関等への申請手続き等の実践的な学習を９月～翌年２月まで、１人当たり約２～３回、各２時間程度実施。

②　育成

ア フォローアップ研修　　家裁研修は、区市町村が家裁と実施している都内で唯一の連携事業である。東京家裁立川支部等に協力を依頼し「統一書式の作成ポイントとこれ　までとの違いについて」を議題とした研修を令和７年１月１７日に実施。昨年度の実績を活かして、会場参加とインターネットを活用した参加によるハイブリッド方式（以下「ハイブリッド方式」）で行った。市民後見人、専門職後見人、行政、関係機関及びセンター職員計９１人の参加があり家裁との連携事業への関心の高さがうかがえた。また、市民後見人登録者に対して、基礎研修等の案内をしてさらなる研さんの機会を作った。

イ 定期面談　　受任した市民後見人には、３箇月又は４箇月ごとに後見報告を義務付けている。来所による面談を基本として、後見業務を適切に遂行しているか後見監督人として確認を行った。また、後見業務一般、個別事案の疑義等について随時に質問・相談を受けた。

ウ 連絡会

(ｱ) 市民後見人連絡会　市民後見人からの活動報告をはじめ、受講生と登録の市民後見人の交流等を開催し、受講生と登録者等の計２６人が会場に集った。また、インターネット活用の「市民後見人 ZOOM カフェ」は２回を１回に変更し、新たにセンターの会議室を利用した対面式の交流会を１回実施した。各回３～８人の市民後見人等が参加し、市民後見人同士やセンター職員との情報交換等を行い、好評を得た。

(ｲ) 後見人連絡会　令和６年１１月２２日に「在宅医療からみた成年後見制度の利用について」をテーマに開催し、第１部はハイブリッド方式による講演会、第２部は会場の参加者による情報交換を行った。市民後見人の他、専門職後見人、行政、関係機関及びセンター職員計３９人の参加があった。

③　市民後見人の受任及び引継（リレー）

センターへの申込み時点から市民後見人が新規に受任したものは０件。また、法人後見のうち困難な課題が解決したケースを市民後見人へ引き継いだ件数は２件である。

(3)　専門職紹介制度

センターが実施している専門職紹介制度は、低収入ではないなどセンターの利用要件を満たさない申込者に、専門職後見人候補者を紹介することを目的とした事業である。

令和６年度の紹介件数は１件、現在の専門職の登録者数は３２人である。

(4)　センターの利用その他に関する相談

相談件数は総件数で７８件となった。主たる対象者は、高齢者を対象とする相談件数が４６件で最も多い。なお、知的障害者及び精神障害者は前年度と大きな変化はみられなかった。相談対応として、地域のカンファレンス等に出席する出張相談（対面）も実施した。

年度	総件数	高齢者	知的障害者	精神障害者	その他
R06	78	46	6	10	16
R05	43	23	8	9	3
R04	101	80	9	5	7
R03	113	79	16	6	12
R02	115	87	9	15	4

３　その他施策

(1)　Ａ計画及びＢ計画の取組

年２回の市外担当者ネットワーク会議においては、計画の施策実施状況や各市相談窓口の取組状況等の情報交換及びセンター事業の説明等を行った。年３回の運営連絡会では、センターの運営、５市共通計画、市民後見人の活躍支援に関する協議及び情報交換等を行った。

(2)　５市とセンターとの連携及び広報・普及活動の推進

５市が従来から開催している相談会、勉強会等への積極的な参加に加えて、５市の福祉施設等へ出向き成年後見及び関連諸制度（身元保証、エンディングノート等）について、地域住民、関係機関職員等へ講演を行った。また、広報誌(たまなんレター)の発行、ホームページの更新等により、センター及び成年後見制度関連の広報・普及を行った。

(3)　職員等の育成

①　センター職員研修 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ２回

②　センター及び５市関係職員 ‥‥ １３回

③　外部研修参加 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ １１回

4　今後の課題

(1)　法人後見関係

センターは、後見報酬を支払えないケースのみならず、虐待等の困難な課題を持つケースも受任しているが、最近の案件では、虐待認定がなされていないもののその必要性が認められるもの、福祉的支援を要するとみられる本人の親族への支援もセンターがせざるをえないもの等が目立ってきている。このため、本人及びその親族（以下「本人等」）の課題解決において、その主体と役割を明確化する必要があることから、あらゆる機会を通じて、本人等を所管する市や関係機関へ働きかけていく必要がある。

(2)　市民後見人関係

平成２７年度以来、養成から支援まで一貫して実施してきている。登録者は後見人の活動に寄与する社会経験や意欲にバラツキがある。このため、成年後見人として最低限求められるスキルを身に付けた活躍ができるように、能力や活動状況に応じた支援を行う必要がある。

また近年、課題が少なく受任の負担感が低い、市民後見人に相応しいケースが減少している。そこで、新たな取組として、市民後見人が独り立ちできるまでの間、市民後見人と法人後見の複数による後見事務を行っていく。

5　法人の状況（令和７年３月３１日現在）

(1)　主な事業の内容

ア 後見事務等の提供

イ 専門職後見人候補者の紹介

ウ 市民後見人候補者の養成及び紹介

エ 後見監督等への就任

オ センター事業の利用又は権利擁護に関する相談・助言等

カ 成年後見制度等に関する普及広報

(2)　事務所所在地　　東京都調布市小島町３丁目６９番地２　第一荒井麗峰ビル２階

(3)　基金の状況

①　基金の総額　　５，０００，０００円

②　拠出者　　調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市が均等負担

(4)　借入の状況　　年度末において借入金はない。

(5)　理事及び監事の状況（令和７年３月３１日現在）

理事長	田山　輝明	一般社団法人比較後見法制研究所　理事長
副理事長	八角　千里	調布市福祉健康部長
理事	木下　健治	木下法律事務所　弁護士
理事	古谷野　亘	聖学院大学心理福祉学部　特任教授
理事	萩原　美和子	日野市健康福祉部長
理事	宗像　秀樹	狛江市福祉保健部長
理事	伊藤　重夫	多摩市健康福祉部長
理事	山田　弘	稲城市福祉部長
監事	鈴木　秀之	一般社団法人多摩マイライフ包括支援協議会　理事
監事	松坂　誠	有識者

(6)　職員の状況

区分	人数	前年度末比	平均年齢	平均勤続年数
正職員	6 人	0 人	50 歳	12 年 3 箇月
再雇用職員	0 人	―	―	―
嘱託員	11人	0 人	59 歳	7 年 3 箇月